

第74回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成21年9月25日(金) 13:30～16:44

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 学生の懲戒処分について

(学生の個人情報を含む審議事項であるため非公開)

(2) 平成22年度医学部(医学科)入学定員の増について

理事(総務担当)及び松山評議員(医学部長)から、資料3に基づき、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえ、緊急臨時的に平成22年度から平成31年度までの10年間、医学部入学生定員増(最大370名程度)が認められることを受け、文部科学省と本学の定員増について協議を行った結果、本学の増員可能数は15名となったことについて説明がなされた。また、この医学部(医学科)入学定員の増を行うため「設置計画書」を提出するにあたり、①平成22年度から医学部(医学科)の入学定員を15名増すること、②平成23年度から歯学部の編入学(5名)を廃止すること、③研究医養成に係る奨学金を大学で設定することの3点について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(3) 全学教育に関する検討結果について

学長から、資料4に基づき、9月4日開催の連絡調整会議において協議した「長崎大学の教養教育改革と新たな学士プログラムの構築に向けて～方向性と今後の検討課題」について、各学部で持ち帰り検討した結果が求められ、各委員から以下の意見が出された。(資料4-2に記載されている意見は除く。)

(経済学部)

- ・学生は3年後期から就職活動を開始するので、4年次まで教養教育を組み込むことは厳しいのではないか。
- ・新学部を創設する前に、まず現在の教養教育について検討すべきではないか。

(工学部)

- ・教養教育の理念において、「批判的な精神」の言葉が強調され過ぎており、「真理の探究」や「建設的な思考プロセス」等のポジティブな表現の方が望ましい。
- ・「長崎大学モデル」の教養教育内容の細部について今後更なる検討が必要である。
- ・モチベーションの高い教養教育に責任を持つ集団の創設については、検討することは了承するが、今後十分な検討が必要である。

(環境科学部)

- ・新学部の教育理念が示されていない。
- ・教員定員にほとんど余裕のない本学の状況において、新学部の定員をどのように確

保するのか。

- ・「長崎大学モデル」の不明瞭さ、量的質的シュミレーションが皆無なことから現時点での十分な議論は不可能である。

(生産科学研究科)

- ・「新学部の創設」については、「教養教育の理念」、「長崎大学モデル」を十分検討した後に検討すべきである。

(医歯薬学総合研究科)

- ・長崎大学は「研究型大学」を目指していること念頭に置き、教養教育改革と新たな学士プログラムの構築に向けて検討しないといけない。

(医学部保健学科)

- ・教養基礎科目（リベラルアーツ）をもっと明確にすべきである。
- ・法令の改正に伴い、実習期間が6ヶ月から12ヶ月に変更されることから、30単位から60単位へ変更することは厳しい。

以上の意見を踏まえ、今後も継続して検討していくこととなった。また、検討を進めるに当たりどういう体制（全学委員会もしくはWG）で進めて行くかも検討することとなった。

(4) 教員の個人評価について

学長から、資料5-1, 5-2, 5-3に基づき、9月4日開催の連絡調整会議において協議した「長崎大学における教員個人評価制度の発展的解消と新しい教員評価の考え方について（提言）」について、各学部で持ち帰り検討した結果が求められ、各委員から以下の意見が出された。（資料5-3に記載されている意見は除く。）

(環境科学部)

- ・「学長提案」の(5)について、新たに設置される「入力及び公表する項目の検討等を行う委員会」の結果がどのようになるか不明である現時点で、「評価基礎データベースへの入力及び公表を、教員の人事評価の要件とし、公表データを評価に活用する」ことについては、慎重な表現がなされるべきである。

以上の意見を踏まえ、審議の結果、提案どおり了承された。また、個人業績データベース（仮称）の管理・運営を行う委員会（委員長：須齋理事）を立ち上げる旨説明があった。

(5) 長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程の制定について

理事（人事・評価担当）から、資料6に基づき、若手の教育職員に対してテニユア獲得のインセンティブを与えることにより、教育研究に対する意欲を高め、能力及び資質の向上を図るために導入するテニユア・トラック制に関し必要な事項を定めるため、長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程を制定することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(6) 長崎大学病院診療助教取扱規程の制定について

理事（人事・評価担当）から、資料7に基づき、本学病院において、若手医師の人事の活性化及び臨床能力の向上を図るために有期雇用職員として採用する診療助教の取扱いについて必要な事項を定めるため、長崎大学病院診療助教規程を制定することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 長崎大学有期雇用職員就業規則の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、資料8に基づき、有期雇用職員のうち長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程に規定する教員及び長崎大学病院診療助教規程に規定する診療助教については、長崎大学職員就業規則の規定を準用し、退職手当を支給することとするため、長崎大学有期雇用職員就業規則の一部改正することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(8) 長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関する規程の制定について

副学長（広報担当）から、資料9に基づき、長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関し必要な事項を定めるため、長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関する規程を制定することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(9) 長崎大学男女参画推進センター規則の制定について

理事（人事・評価担当）から、資料10に基づき、長崎大学における男女共同参画の推進を目的として設置する長崎大学男女共同参画推進センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、長崎大学男女共同参画推進センター規則を制定することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(10) 長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る通報に関する規程の一部改正について

理事（研究・社会貢献担当）から、資料11に基づき、本学における機関経理経費の不正使用について通報があった場合の調査委員会の設置、調査の手續等について定めるため、長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る通報に関する規程を一部改正することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(11) 長崎大学における履修証明プログラムに関する規程の制定について

理事（教学担当）から、資料12に基づき、本学における特別課程における履修証明プログラムに関し、必要な事項を定めるため、長崎大学における履修プログラムに関する規程を制定することについて提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(12) 入学試験時の新型インフルエンザに関する対応について

副学長（入試担当）から、資料13に基づき、新型インフルエンザの流行が想定されることに鑑み、本学が実施する入学試験において、所定の期日に受験できない志願者が発生した場合の志願者の受験機会を確保するための方策について説明があり、審議の結

果，原案どおり了承された。

4 報告事項

(1) 長崎大学留学生センター交換留学生プログラム規則の一部改正について

理事（教学担当）から，資料14に基づき，留学生センター交換留学生プログラムの充実を図るため，授業科目及び単位数について全面的な見直しを行う趣旨から，規則別表の全部改正を行ったことについて報告があった。

(2) 九州地区国立大学合同説明会及び長崎大学進学説明会について

副学長（入試担当）から，資料15に基づき，7月12日（日）東京都，7月20日（月）福岡市，7月26日（日）広島市で実施された九州地区国立大学合同説明会における参加者数及び相談者数について報告がなされた。また，8月23日（日）佐世保北高校で実施された長崎大学進学説明会における参加者数についても，併せて報告があった。

(3) 大学院入試における定員管理の考え方について

副学長（入試担当）から，資料16に基づき，大学院入試における定員管理の考え方について9月4日の臨時連絡調整会議における質疑に対応するため，文言を整理したことについて報告があった。

(4) 動物実験計画電子申請・審査システム導入に伴う説明会の開催について

動物実験委員会委員長から，現在紙媒体で行っている動物実験計画の申請を11月1日から電子媒体による申請及び審査システムに変更することに伴い，システム導入に伴う説明会を坂本地区及び文教地区の2カ所で開催することについて報告があった。

(5) その他

ア 部長の異動について

事務局長から，平成21年10月1日付けで異動する宮崎総務部長の紹介があり，当人より挨拶があった。

イ 10月及び11月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から，10月及び11月の教育研究評議会の開催日時について連絡があった。

以 上